公　　告

支担官第116号
令和8年10月8日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20047	サイバー演習にかかわる運用支援役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和9年1月4日～令和9年2月28日

2　入札方式　　一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年11月17日(火)　　10:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項　　※1
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　　※2
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※１及び※２は、別紙１及び別紙２を確認されたい。

11　入札に関する条件　　**仕様書第2.1項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第5.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限：　令和8年10月21日(水)　12:00　　)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年11月16日(月)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年11月10日(火)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年11月2日(月)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大久保：ookuboma2l@js.dss.mod.go.jp
(6)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7)　入札説明会は実施しない。
(8)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(9)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249)　　FAX:03-5269-3282　　森根：morinekagu@js.dss.mod.go.jp

別紙１

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

別紙２

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

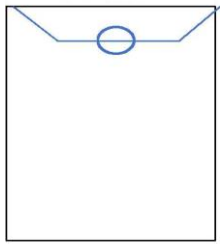
２回目

又は

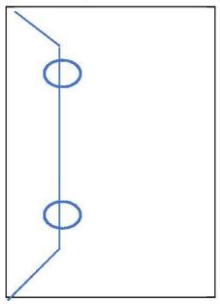
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和　年　月　日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E20047

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年1月4日～令和9年2月28日	
			履　行　場　所		仕様書のとおり	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
サイバー演習にかかわる運用支援役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和　　年　　月　　日

年月日を記入

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長　　前田　　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：　26S1E20047

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和9年1月4日～令和9年2月28日	
			履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
サイバー演習にかかわる運用支援役務	仕様書のとおり	式	1			
合計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

情報セキュリティ指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	２６Ｓ１Ｅ２００４７
	調　達　要　求　年　月　日	令和８年１０月６日
	作　　成　　部　　課	自衛隊サイバー防衛隊
	作　　成　　年　　月	令和８年１０月５日
品　　名	サイバー演習にかかわる運用支援役務	
仕　様　書　番　号		

１　指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

２　保護すべき情報

保護すべき情報を表1のとおり指定する。

表1

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備　　考
1	性能諸元	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　システム設計書		「注意」
2	性能諸元	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　プログラム基本設計書		「注意」
3	性能諸元	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　運用環境設計書		「注意」
4	性能諸元	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　操作手順書		「注意」
5	性能諸元	サイバー演習に関連する資料		「注意」
6	システム維持		パラメータ設定書	「注意」

調達要求番号:２６Ｓ１Ｅ２００４７

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１８１
サイバー演習にかかわる運用支援役務	作成年月日	令和８年１０月５日
	改正年月日	－
	作成担当課室等	自衛隊サイバー防衛隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，サイバー演習装置（以下,「本装置」という。）を使用したサイバー演習にかかわる運用支援役務（以下,「本役務」という。）について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は，次による。

a)　本役務

本装置に関わる運用において，技術的観点から各種作業等の支援を実施することをいう。

b)　サイバー攻撃

ネットワークを通じて他のコンピュータに不正アクセスを行い，相手の組織等にダメージを与えようとする行動のことをいう。

c)　演習

防衛省における一般的なシステムを模擬した環境において，コンピュータセキュリティに関する攻撃及び防御を実践的に行い，技量や知識を向上又は確認することをいう。

d)　訓練

コンピュータセキュリティに関する攻撃・防御の両方の立場から，暗号，ネットワーク技術，プログラミングなどの様々な問題を解くことで技量や知識を向上させることをいう。

e)　演習シナリオ

演習を実施する際に使用されるサイバー攻撃に関する状況付与計画のことをいう。

f)　模擬プログラム

演習及び訓練において模擬攻撃に使用するプログラムであり，計算機等に対し情報セキュリティに関する各種攻撃を行う機能を有し，サイバー演習のために制御可能なものをいう。

g)　仮想環境基盤

少数の物理サーバ上で多数の仮想サーバを稼働させるために用いる物理装置及び制御ソフトウェアのことをいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，特に版を指定するもののほかは，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁(事)第３号。３１．１．９）

b)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）

c)　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁(事)第１３７号。４．３．３１）

d)　防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年総理府令第１号）

1.3.2　関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，入札又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　ＪＳＯ－２０－６０２２　サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造
b)　ＪＳＯ－２１－６０１１　サイバー演習装置の借上（０３換装）
c)　ＪＳＯ－２２－６０１６　サイバー演習装置のプログラム改修等（Ｒ４改修）
d)　ＪＳＯ－２２－６００２　サイバー演習装置の借上（０４増設）
e)　ＪＳＯ－２３－６０６０　実戦的サイバー演習環境のプログラム改修（Ｒ５改修）
f)　ＪＳＯ－２４－６０２５　サイバー演習装置の借上（０６増設）
g)　サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　システム設計書
h)　サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　プログラム基本設計書
i)　サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　運用環境設計書
j)　サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　操作手順書
k)　著作権法（昭和４５年法律第４８号）
l)　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）
m)　防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成２９年自衛隊統合達第１５号）
n)　防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第９２４８号。１９．９．２０）
o)　統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の情報保証に関する達（令和５年自衛隊統合達第７号）
p)　情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（防運情第７０３７号。２２．５．２８）
q)　リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）
r)　情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）（防整サ第１４５５１号。令和５年７月３日）
s)　ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）

2　本役務に関する要求

2.1　本役務の実施体制

契約相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官と協議するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
b)　前記 a)の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験，資格，業績等（本装置全体及び詳細設計書，並びにパラメータ設定書に基づき，本装置の操作及び環境設定を実施することが出来る能力）を有すること。
c)　上記 b)の業務従事者が，前記 c)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。
d)　前記 c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
e)　契約相手方は，自組織に情報セキュリティに関するインシデント対応組織（IRT）を有し，その活動について情報を公開していること。かつ，インシデント対応組織コミュニティ(FIRST)に参画していること。

2.2　履行期間

履行期間は，**調達要領指定書**による。

2.3　支援回数等

支援回数等は，**調達要領指定書**による。

2.4　実施場所

防衛省市ヶ谷地区(東京都新宿区市ヶ谷)，陸上自衛隊久里浜駐屯地(神奈川県横須賀市久里浜)，演習及び訓練に要する場所並びに契約相手方事業所とする。

2.5　支援内容

契約相手方は，本装置の仕様及び接続形態を十分に熟知した上で下記の事項を行うものとする。また，システムの障害発生時又はサイバー攻撃等事案発生時等，各種作業支援の調整が必要な場合は，その都度協議する。

a)　サイバー演習及び訓練の検討に関する作業支援
b)　演習及び訓練のための事前準備及び実施時の作業支援
c)　演習及び訓練の検討結果に基づく課題，設問及び演習シナリオの作成に関する作業支援
d)　検討結果に応じた模擬プログラムの作成，解説書の作成に関する作業支援
e)　演習及び訓練における環境パラメータ設計，仮想環境基盤及び可視化に関する作業支援
f)　演習及び訓練の結果に基づく評価及び分析に関する作業支援
g)　作業支援内容に関する報告書の作成及び月次での報告会の実施
h)　演習における企画及び統裁への参画に係る支援

2.6　報告

2.6.1　日々作業報告

契約相手方は，日々の作業終了後（原則当日中），**別紙様式１**により，役務作業報告書を作成し監督官に報告するものとする。

2.6.2　パラメータ設定

契約相手方は，**2.5** に示す作業支援の過程においてパラメータの修正等をおこなった場合は，その都度，パラメータ設定書を作成して監督官に提出及び報告するものとする。

3　監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官（以下，「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4　提出書類等

契約相手方の提出書類は，次によるものとする。

4.1　資格等証明書

契約相手方は，契約後速やかに，**2.1** を満たすことを証明するための資格等証明書を作成し，監督官に提出するものとする。

4.2　運用支援役務実施計画書

契約相手方は，契約後速やかに，運用支援役務実施計画書を作成し，監督官に提出するものとする。

4.3　運用支援役務従事者名簿

契約相手方は，契約後速やかに，**別紙様式２**により，運用支援役務従事者名簿を作成し，監督官に提出するものとする。運用支援役務従事者名簿に記載された者の変更及び追加が生じた場合は，**別紙様式２**により，監督官に提出するものとする。

4.4　役務時間確認書

契約相手方は，月１回を基準とし，**別紙様式３**及び**別紙様式４**により，役務時間確認書を作成し，監督官に提出するものとする。

5　その他の指示

5.1　情報保全

契約相手方は，この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報であって，防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては，**1.3.1c）装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁(事)第１３７号。４．３．３１）**における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官に通知するものとする。

a)　契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した一切の情報が，防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制

b)　官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

c)　官が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.2　サプライチェーン・リスク対応のための措置

契約相手方は，**1.3.1a)情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁(事)第３号。３１．１．９）**及び**1.3.1b)情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）**に基づき，所要の届出を実施し，役務に従事するものとする。

a)　契約相手方又はその従業員，再委託先（再委託先がさらに委託を行う場合等を含む。以下同じ。）若しくはその他のものにより発注者が意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し，支担官に届け出ること。

b)　契約相手方及び再委託先の資本関係，役員等に関する情報を支担官に届け出ること。

c)　支担官が契約相手方及び再委託先に対して行うサプライチェーン・リスクに係る監査を受け入れること。

d)　情報システムを構成する機器等は，支担官が示す基準に従って調達すること。

e)　受注業務を第三者に再委託する場合には，再委託先に対し，支担官が契約相手方に求める管理体制の整備を義務付けること。

5.3　ＩＴ利用部材のサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

5.3.1　機能・性能

本装置は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

5.3.2　品質管理

a)　本装置は，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって，その品質を保証されたものでなければならない。

b) 本役務の実施にあたり，契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，官給品等について**a)**の品質管理と同等の管理を行うものとし，障害等リスクが潜在すると知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

5.4 貸付品

契約の相手方は,「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年総理府令第１号)」第６条に定める「無償貸付の申請」に基づき，**表**に示す物品のほか，官側が必要と認めた物品並びに文書等について，官側の承認を経て無償で貸付を受けることができるものとする。

表　貸付品一覧

番号	品名	数量	貸付時期，貸付場所及び媒体の種類
1	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　システム設計書	１部	**a)** 時期：契約相手方の申請から役務終了までとする。 **b)** 場所：官側の指示による。 **c)** 媒体：電子媒体（ＣＤ－Ｒ／ＤＶＤ－Ｒ等）又は紙媒体
2	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　プログラム基本設計書	１部	
3	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　運用環境設計書	１部	
4	サイバー演習装置のシステム設計及びプログラム製造　操作手順書	１部	
5	パラメータ設定書	１部	

5.5 施設の立入等

契約相手方は，施設の立入及び電子計算機の持ち込みについては，官側の指定する手続きを実施し，必要な時期までに許可を得るものとする。

5.6 知的財産権の取扱い

知的財産権の取扱いについては，次による。

a) 契約相手方は,本契約の履行に際して第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

b) 契約相手方が,**a)**に定める必要な措置を講じなかったことにより,官側が損害を受けた場合には，官側は契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。

c) 官側及び契約相手方は,知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には,その都度協議して解決するものとする。

5.7 著作権の取扱い

a) 契約相手方は，契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１０条第１項第９号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）を，納入と同時に官側に譲渡し，また，契約相手方は著作者人格権を行使せず，契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし，契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。

b) 官側は，本契約の履行中及び終了後５年間は，契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約相手方の固有の技術資料につき，本契約に関して防衛省が行う監督，検査，調査，試験又はその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は，契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を，防衛省の内部において複製，翻訳及び翻案するこ

とができる。ただし，当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。

c) 官側は，契約相手方から，a)により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には，特に支障がない限りこれを許諾するものとし，必要な事項は協議して定めるものとする。

d) c)にかかわらず，契約相手方は，防衛省の使用に供する目的で，a)により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し，翻訳し又は翻案することができる。

6 その他

6.1 官側における支援

契約相手方は，次の事項について，官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と協議の上，無償で官側の支援を受けることができる。

a) 駐屯地における施設の利用及び構内回線の使用

b) その他，必要と認めた事項

6.2 仕様書の疑義

この仕様書について疑義を生じた場合は，支担官と協議するものとする。

監督官

別紙様式１

役 務 作 業 報 告 書

契 約 番 号 ：

会　　社　　名 ：

令和　　年　　月　　日（　曜）

作　業　内　容	作業時間（作業区分）	氏　名	作業場所	備　　考
合　　計				

※作業区分は、業務従事者の技術又は作業内容に応じてアルファベットを割り当てる。

別紙様式２

運用支援役務従事者名簿

令和　　年　　月　　日

会社名：

契約番号		契約年月日		契約件名	

本業務における担当	所　　属	職　　位	氏　　名

別紙様式３

役務時間確認書

契約相手方		調達要求番号	
契約件名			
契約番号		契約年月日	
役務実施期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日		

所属会社	技術区分	作業区分	作業時間	備考

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

派遣技術員

責任者氏名

上記のとおり確認しました。

令和　　年　　月　　日

監督官

所　　属

階級　氏名

作業区分（技術区分）ごと集計する。別紙様式４を添付し，監督官の確認を受けるものとする。

別紙様式４

作業区分：

役務時間確認書（個別）

契約相手方			契約件名				調達要求番号				契約番号				契約年月日					
作業実績	令和　　年　　月		作　業　実　施　日　及　び　作　業　時　間																	備　　考
技術員氏名	所属会社名	所属部門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
作業時間																				

派遣技術員責任者	所　属　会　社		役　職		氏　　名	
監　督　官	所　属		階　級		氏　　名	
	所　属		階　級		氏　　名	
	所　属		階　級		氏　　名	

作業区分ごとに作成を実施する。作業時間は時間単位とし，分は十進法により時間に換算する。この場合，小数点第１位までとし第２位以下は切り捨てる。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００４７
	調達要求年月日	令和８年１０月６日
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月日	令和８年１０月５日
品名		サイバー演習にかかわる運用支援役務
仕様書番号		

指定事項：仕様書 2 に係わる事項は，以下のとおりとする。

１　仕様書 2.2 の履行期間は次による。
令和９年１月４日～令和９年２月２８日

２　契約相手方の支援は官側の要請により行うものとする。

３　仕様書 2.3 の支援回数等の基準は次による。

番号	項目	内容	実施時期	備考
1	サイバー演習及び訓練の検討に関する作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準	適宜	
2	演習及び訓練のための事前準備及び実施時の作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準	適宜	
3	演習及び訓練の検討結果に基づく課題，設問及び演習シナリオの作成に関する作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準	適宜	
4	検討結果に応じた模擬プログラムの作成，解説書の作成に関する作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準 次期サイバー演習環境に適用するための検討　１回基準	適宜 適宜	
5	演習及び訓練における環境パラメータ設計，仮想環境基盤及び可視化に関する作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準 次期サイバー演習環境に適用するための検討　１回基準	適宜 適宜	
6	演習及び訓練の結果に基づく評価及び分析に関する作業支援	次期新規演習環境等設計　１回基準	適宜	
7	作業支援内容に関する報告書の作成及び月次での報告会の実施	月間作業報告の資料作成　２回 月間作業報告の実施　２回 月次での報告書等の作成　２回 月次での報告会の実施　２回 日々での作業報告	毎月 毎月 毎月 毎月 適宜	
8	演習における企画及び統裁への参画に係る支援	演習統裁支援　１回	適宜	